

病弱教育

I 具体的な改訂改善事項と重点事項

1 第2章 ねらい及び内容等（幼稚部）

* 新設事項 太字変更・追加 重点・変更

(1) 指導計画の作成と内容の取扱い

(第2章自立活動3(2)幼4ページ)

指導計画作成手順	改訂のポイント・補足説明【解説書② p239】
<p>(2)* 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従前の「指導内容を設定する際の配慮事項」を含めて「幼児の実態の把握」「指導のねらいの設定」「具体的な指導内容の設定」「評価」という個別の指導計画に基づく指導の展開に従って配慮事項を示した。 個別の指導計画に基づく指導においては、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルが確立し、適切な指導を進めていくことが重要。 P D C A サイクルを適切に活用するために。 <ul style="list-style-type: none"> ① 複数の教師が協力して行う体制。 ② 専門的な教員の活用。 ③ 外部の専門家（医師等）との連携協力など

(第2章自立活動3(2)ウ(ア)幼4ページ)

主体的に取り組む指導内容	改訂のポイント・補足説明【解説書② p243～p245】
<p>(ア) 幼児が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるよう指導内容を取り上げること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自立活動の指導においても、幼児の実態に即した環境を設定し、その環境との関わりにおいて自発性や自主性を發揮できる活動を大切にする。 幼児が結果を予測したり、確かめたりすることができる具体的な指導内容を設定するなどして、成就感や満足感を味わうことができるようになることが重要である。 この成就感や満足感は、次の活動への意欲につながるものとして非常に大切である。

(第2章自立活動3(2)エ幼4ページ)

評価	改訂のポイント・補足説明【解説書② p248～p250】
<p>エ* 幼児の活動の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個別の指導計画に基づく自立活動の指導が、適切な評価によって改善される必要があることから、学習状況や結果を適切に評価し指導の改善に生かすことが大切。 幼児の活動状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図る必要がある。（教師の指導についても評価を行うこと。） 評価に当たっては、指導の目標を設定する段階において、幼児の実態に即して、その到達状況を具体的に捉えることが重要。 評価に当たっては、教師間の協力や多面的な判断ができるように、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図ることが大切。 保護者には、学習状況や結果の評価について説明し協力得ることも大切。

教師の協力体制	改訂のポイント・補足説明【解説書② p253~p254】
(4)* 自立活動の時間を設けて指導する場合は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようになると。	<p>※ 自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に一人一人の児童生徒について個別の指導計画を作成し、実際の指導に当たることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識技能を有する教師とは、特別支援学校の教員の免許状や自立活動を担当する教員の免許状を所有する者、様々な現職研修や自己研修等によって、専門性を高め校内で自立活動の指導的役割を果たしている教師など。 複数の障害種別に対応する特別支援学校では、各障害種別に対応した専門的知識や技能を有する教師を学校全体で活用すること。 各障害種別に対応できるように、教師の専門性の向上を図るための研修等の充実。 他の特別支援学校との連携協力を図ること。

2 第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項（幼稚部）
(第3章第2の7(5)幼7ページ)

病弱の児童の指導	改訂のポイント・補足説明【解説書① p121~p122】
(5) 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては、児童の病気の状態等を十分に考慮し、負担過重にならない範囲で、様々な活動が展開できるようにすること。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようすること。	<p>病弱の児童が活動する際には、病気の種類や状態、体力、健康状態を十分に考慮する必要がある。特に、身体活動が加重負担とならないようになることが重要である。今回の改訂でも従前通り、特に留意する事項として示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の留意事項 <ol style="list-style-type: none"> 自立活動の内容に重点を置いた指導を行うに当たっては、特に「健康」領域のねらい及び内容との関連を密にすること。 児童の病気の状態に応じて、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けるための活動を重点的に取り上げるようにすること。 児童の病気の状態や発達の段階に応じて、病気に負けずに頑張ろうとする態度を身に付けることができるような方法を工夫すること。 入院期間が長期になる場合には、経験の不足が生じやすいことを考慮して、可能な限り校内や校外において様々な経験ができるようにすること。 児童の主治医や保護者等との連携を図りながら、一貫した方針や態度で指導に当たるようにすること。

3 第1章 総則 第4指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項（小・中学校）
(第1章第2節第4の2(2)小・中4ページ)

重複障害者の指導	改訂のポイント・補足説明【解説書① p199】
(2)* 複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）については専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家	<p>※ 児童生徒に応じた指導を一層推進するため、重複障害者に対する配慮事項を新たに示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重複障害者の指導では、的確な実態把握と評価の改善が個別の指導計画を作成する上で重要。 そのためには、専門的な知識や技能を有する教師間の協力、必要に応じて、専門の医師、看護師

の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。

理学療法士、言語聴覚士の専門家等に指導・助言を求めたり、連携協力すること。

- ・ 弾力的な教育課程の取扱い

(第1章第2節第4の2(5)小・中4ページ)

生徒指導及び進路指導の充実	改訂のポイント・補足説明【解説書①p204～p207】
<p>(5) 教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童生徒理解を深め、生徒指導の充実を図ること。また、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう</p> <p>* 校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつ。 ・ 生徒指導の基盤は、学級であり、児童生徒理解が何よりも大切である。 ・ 生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならない。 ・ 全教職員の共通理解を図り、学校全体として協力して進めることが大切。 ・ 家庭や地域社会及び関係機関等の連携・協力を密にすることも重要である。 <p>* 「校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図ることと、「家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校に独自に追加。中学部の段階で生徒指導の重要さ考慮して追加した。

(第1章第2節第4の2(9)小・中5ページ)

訪問教育における指導の工夫	改訂のポイント・補足説明【解説書①p214～p215】
<p>(9) 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、*障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようになると。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 訪問教育の指導を一層推進する必要から、教育課程実施上の配慮事項として、新たに規定。 ・ 実施する際は、一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の段階、学習時間、学習する場所等に応じて、指導内容や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようになることが大切。 ・ 集団参加や友達との関わる際には、コンピュータや情報通信ネットワーク等を活用する。 ・ 指導体制の工夫としては、訪問教育の担当者だけでなく、学校全体で訪問教育を充実させるよう、校内体制を整備することが重要。 ・ 弾力的な教育課程の編成が可能で、この規定を活用することも含め工夫すること。

(第1章第2節第4の2(12)小・中5ページ)

指導の評価と改善	改訂のポイント・補足説明【解説書①p218～p219】
<p>(12) 児童又は生徒のよい点や*可能性、進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようになると。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 学習指導要領の本文に可能性を加えた。 ・ 学習の評価に関しては、障害の有無にかかわらず児童生徒は様々な可能性を有していることから、多様な観点から児童生徒をとらえ、その可能性を見い出すことが大切である。 ・ 例え、障害により、絵筆やクレヨンなどを持って描くことが困難な児童生徒であっても、コンピュータ等を活用して描くことができる可能性、行動特性を生かした指導内容・方法を工夫することにより、主体的な学習を促進する可能性など ・ 発現していない可能性について教師は着目して指導を進めることが重要。 ・ 評価は、評価の場面や方法を工夫する。 ・ 教師による評価とともに、児童相互の相互評価

や自己評価を重視する。

(第1章第2節第4の2(14) 小・中5ページ)

個別の教育支援計画の作成	改訂のポイント・補足説明【解説書① p220～p221】
(14)* 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。	<p>* 障害のある子どもについては、教育関係者のみならず家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的な視点で支援を行うために「個別の教育支援計画を作成することが示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育支援計画の作成に当たっては、関係機関等がそれぞれ役割分担し、関係者間で支援内容等について共通理解を図りながら活用することが大切。 ・ 特に目標や内容、支援状況やその成果等について、適宜、評価し改善を行い適切な指導と必要な支援が実施できるようになることが大切。 ・ 実態等を把握するには、国際生活機能分類（ICF）の考え方を参考とすることも有効である。

4 第2章 各教科 第1款 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(第2章第1節第1款の3(1) 小・中8ページ)

病弱特別支援学校	改訂のポイント・補足説明【解説書② p16～p19】
<p>(1) 児童の授業時数の制約や病気の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科相互の関連を図ったり、指導内容の連續性に配慮した工夫を行ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。</p> <p>(2) 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。</p> <p>(3)* 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。</p> <p>(4) 児童の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的・基本的な内容を選定する際には、各教科として習得すべき事項という視点とともに、個々の児童生徒にとって必要な事項という視点も考慮することが大切である。 ・ 入退院を繰り返す児童生徒等については、前籍校での指導内容や学習進度を踏まえた指導計画を工夫するなど、指導内容の連續性に配慮する必要があることを示した。 ・ 特に、小学部の体育科、理科、家庭科、中学部の保健体育科、技術・家庭科における心身の活動にかかる内容については、自立活動の「健康の保持」「心理的な安定」の区分の事項との関連を図り、学習効果を一層高めるようにすることが大切である。 ・ 病弱の児童生徒は、病気による制限から体験が不足しがちであるため、児童生徒が様々な体験ができるよう指導内容を設定して、指導方法を工夫することにより、効果的な学習を行えるようにすることが重要であるため、今回の改訂において、「体験的な活動における指導方法の工夫」を新たに加えて示した。 ・ 身体活動の制限や運動・動作に障害がある児童生徒の指導に当たり、教材・教具を工夫したり、入出力支援機器や電動車いす等の補助用具を活用したりするなどして、学習に自主的に参加し、作業等を行い、学習効果が高められるよう指導することが大切である。

(5) 児童の病気に状態等を考慮し、学習活動が負担過重となるないようにすること。

- 学習活動が負担過重になったり、児童生徒の病気の状態や健康状態の悪化を来したりすることのないようにする必要がある。例としては、次の通り。

①心身症や精神疾患の児童生徒

常に病気の状態を把握し、過度なストレスとなるような課題を与えないなど、個に応じて適切に対応する。

②筋ジストロフィー等の児童生徒

衝突や転倒による骨折の防止等に留意する。

③アレルギー疾患の児童生徒

アレルゲンとなる物質を把握し、それらへの対応を適切に定める。

④腎臓疾患・心臓疾患等の児童生徒

活動量や活動時間及び休憩の取り方を適切に定める。

5 第3章 道徳

(第3章小・中15ページ)

道徳	改訂のポイント・補足説明【解説書② p153～p154】
<p>小学部又は中学部の道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。</p> <p>1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して（略）。</p> <p>2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら（略）。</p> <p>3 * 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において内容の指導に当たっては個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずる。 特別支援学校独自の3つの事項に十分配慮。 障害による学習上又は生活上の困難な改善・克服する意欲の向上は、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観を育成する上で、道徳の指導においても十分留意すること。 <p>* 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における配慮事項。</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、知的障害を併せ有する児童生徒に対して指導を行う場合も、同様に配慮すること。 児童生徒の学習上の特性から、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であることから、実際的な体験を重視すること

6 第4章 外国語活動

(第4章小・中16ページ)

外国語活動	改訂のポイント・補足説明【解説書② p155～p156】
<p>* 小学部における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>1 児童の障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き</p>	<p>* 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第5学年及び第6学年に外国語活動が新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導内容の精選等に関する配慮事項 最も重視すべき点は、個々の児童の障害の状態や興味・関心等を考慮して適切な指導内容の精選に努めたり、重点の置き方に工夫したりすること

- 方等を工夫すること。
2 指導に当たっては、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

- ・自立活動の指導との関連に留意すること。
- ・小学校学習指導要領を参考に。

7 第5章 総合的な学習の時間

(第5章小・中17ページ)

総合的な学習の時間	改訂のポイント・補足説明【解説書② p157～p158】
<p>* 小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。</p> <p>1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。</p> <p>2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。</p>	<p>* 総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し新たに章立てました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずる。 ・特別支援学校独自の2つの事項に十分配慮。 ・個々の児童生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。 ・体験活動としては、自然にかかる体験活動、文化や芸術にかかる体験活動、交流及び共同学習など児童生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮しながら実施する。 ・学習活動に応じて、適切に交流及び共同学習を行うよう配慮することを、特別支援学校独自に明示

8 第6章 特別活動

(第6章小・中18ページ)

特別活動	改訂のポイント・補足説明【解説書② p159～p160】
<p>小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。</p> <p>1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなどして、(略)少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。</p> <p>2 児童又は生徒の(略)集団活動を通して小学校の児童又は中学校の*生徒などの交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を(略)。</p> <p>3 *知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては個々の児童又</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずる。 ・特別支援学校独自の3つの事項に十分配慮。 ・学級活動における集団の構成に当たっての配慮事項「適宜他の学級や学年と合併する」ことなどにより、少人数からくる制約を解消するように強めること ・*「交流及び共同学習」や「活動を共に」する際の配慮事項である。 <p>* 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における配慮事項。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特別活動の内容を指導する場合においても、他の教科等の内容の指導と同様に、個々の児童生徒の知的障害の状態や経験等を考慮することが重要であることから、今回新

は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

設された。

- ・生活に結びついた内容を、実際的な場面で具体的な活動を通して指導することが必要。

9 第7章 自立活動 指導計画の作成と内容の取扱い (第7章第3の2 小・中19ページ)

指導計画の作成手順	改訂のポイント・補足説明【解説書② p239】
2※ 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。	<p>※ 従前の「指導内容を設定する際の配慮事項」を含めて「児童生徒の実態の把握」「指導の目標の設定」「具体的な指導内容の設定」「評価」という個別の指導計画に基づく指導の展開に従って配慮事項を示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画に基づく指導においては、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルが確立し、適切な指導を進めていくことが重要。特に、P D C Aサイクルがうまく回るようにすること。 ・P D C Aサイクルを適切に活用するために。 <ul style="list-style-type: none"> ①複数の教師が協力して行う体制。 ②専門的な教員の活用。 ③外部の専門家(医師等)との連携協力など。

(第7章第3の2(3)ア小・中20ページ)

主体的に取り組む指導内容	改訂のポイント・補足説明【解説書② p243～p245】
ア※ 児童又は生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。	<p>※ 児童生徒が「興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるよう」観点に加えて、自己に対する肯定的なイメージを早期から育てるこも大切であることから「自己を肯定的にとらえることで、きるような指導内容も取り上げること」を新たに示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が意欲的、主体的に自分の学習課題に取り組む必要がある。そのためには、具体化された学習課題を認識し、自覚できるようにすることが大切である。自分が何のために、何をするのかを理解し、学習に意欲が湧いてくるよう、指導内容を取り上げることが大切である。 ・「自己を肯定的にとらえる」指導は、各教科等の指導も含め学校の教育活動全体を通して行われなければならないが、自立活動の指導においては特に重視されなければならない。 ・留意点としては、自己を客観的にとらえられるようにすることも大切である。

(第7章第3の2(3)エ小・中20ページ)

自ら環境を整える指導内容	改訂のポイント・補足説明【解説書② p247～p248】
エ※ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲のに支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が、困難を改善・克服するために必要な知識・技能等を身に付けるとともに、活動しやすいように環境を整えることが重要である。 <p>※ 社会的状況の変化から環境要因の重視や自分らしく生きる視点から明示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、自分が活用しやすいように教師が考へてきた準備や配慮事項等を、子ども自らが考へていく視点が大切。(発達段階に応じて準備から自ら環境を整えていくことが大切)

(第7章第3の2(4) 小・中20ページ)

評価	改訂のポイント・補足説明【解説書② p248～p250】
(4)※ 児童又は生徒の学習の状況	

や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

* 個別の指導計画に基づく自立活動の指導が、適切な評価によって改善される必要があることから、学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めることを規定。

- ・ 幼児児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図る必要がある。(教師の指導に対しても評価を行うこと。)
- ・ 評価に当たっては、指導の目標を設定する段階において、実態に即して、その到達状況を具体的に捉えることが重要。
- ・ 評価に当たっては、教師間の協力や多面的な判断ができるように、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図ることが大切。
- ・ 保護者には、学習状況や結果の評価について説明し協力得ることも大切。

(第7章第3の6 小・中20ページ)

教師の協力

6 自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようとするものとする。

改訂のポイント・補足説明【解説書② p253～p254】

- ・ 自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に一人一人の児童生徒について個別の指導計画を作成し、実際の指導に当たることが必要。
- ・ 専門的な知識技能を有する教師とは、特別支援学校の教員の免許状や自立活動を担当する教員の免許状を所有する者、様々な現職研修や自己研修等によって、専門性を高め校内で自立活動の指導的役割を果たしている教師など。
- ・ 複数の障害種別に対応する特別支援学校では、各障害種別に対応した専門的知識や技能を有する教師を学校全体で活用すること。
- ・ 各障害種別に対応できるように、教師の専門性の向上を図るために研修等の充実。
- ・ 他の特別支援学校との連携協力を図ること。

II Q & A

Q 1 今回の改訂で、表現する力の育成が入ってきており、どういう点に気をつけよういか

A：表現する力を育成するためには、体験的な活動を通して表現しようとする意欲を高めることが大切です。各教科の指導においては、自分の手で触れたり、実際の場面を見たりするなど、具体的な体験活動を通して得られた気付や感動が生き生きとした表現へつながります。この時、表現するための知識や技能と態度や習慣の育成に努めることが大切となります。また国語科以外の他の教科も含めて表現する力を考えていくことが大切です。

Q 2 個別の指導計画の作成の手順が、示されたのはどうしてですか

A：個別の指導計画に基づく指導においては、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルが確立し、適切な指導を進めていくことが重要です。しかし、これまで的確な実態把握と評価による改善が十分ではなくうまく機能していないことが指摘されています。そのことを受け今回学習指導要領の中に示され指導の充実を図ることとなりました。